

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2019年 5 月28日
【会社名】	ポケットカード株式会社
【英訳名】	POCKET CARD CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 高垣 晴雄
【本店の所在の場所】	東京都港区芝公園一丁目 1 番 1 号
【電話番号】	(03)3432-6090
【事務連絡者氏名】	経営企画部長 竹村 隆之
【最寄りの連絡場所】	東京都港区芝公園一丁目 1 番 1 号
【電話番号】	(03)3432-6090
【事務連絡者氏名】	経営企画部長 竹村 隆之
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

1【提出理由】

当社は、2019年5月27日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

2019年5月27日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

- (1) 2018年6月1日に施行された「割賦販売法の一部を改正する法律」により、クレジットカード番号等を取り扱うことを認める契約を締結する業について明文化されたことから、現行定款第2条（目的）を変更するものであります。
- (2) 株式の散逸を防ぎ、会社経営の安定化を図るため、当社株式の譲渡について当社取締役会の承認を必要とする変更後定款第7条（株式の譲渡制限）を新設するものであります。
- (3) 上記（2）の改定に伴い当社は非公開会社となり監査役会の設置義務がなくなることから、現行定款第4条（機関）及び第28条（常勤の監査役）の変更ならびに第29条（監査役会の招集通知）及び第30条（監査役会規則）を削除するものであります。
- (4) 2018年2月1日をもって株式会社東京証券取引所市場第1部において上場廃止となったことに伴い株式取扱規則を廃止したことから、現行定款第8条（株式取扱規則）を削除するものであります。
- (5) 上記(3)の改定に伴い会社法第459条第1項の定める剰余金の配当等を取締役会が決定するための要件を満たさなくなることから、現行定款第34条（剰余金の配当等の決定機関）を変更するものであります。
- (6) 上記(1)乃至(5)の改定に伴う条数の繰上げ等所要の変更を行なうものであります。

第2号議案 取締役5名選任の件

取締役として、高垣晴雄、塚本良輔、待寺弘志、菊池潔、垣見俊之の各氏を選任するものであります。

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役として、淵本泰生氏を選任するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)
第1号議案 定款一部変更の件	450	0	0	(注) 1	可決 100.00
第2号議案 取締役5名選任の件					
高垣 晴雄	450	0	0	(注) 2	可決 100.00
塚本 良輔	450	0	0		100.00
待寺 弘志	450	0	0		100.00
菊池 潔	450	0	0		100.00
垣見 俊之	450	0	0		100.00
第3号議案 監査役1名選任の件					

淵本 泰生	450	0	0	(注) 2	可決 100.00
-------	-----	---	---	-------	-----------

(注) 1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

該当事項はありません。